

都心賃貸オフィス建設促進事業費補助金の受付開始について

本市では、中心市街地の活性化及び雇用機会の拡大を図るため、中心市街地の区域を対象とし、スマートオフィス等の建設を促進することを目的とした新たな補助制度を創設しました。

このたび、本補助金の申請受付を下記のとおり開始いたしますのでご案内します。

<浜松市都心賃貸オフィス建設促進事業費補助金>

浜松市中心市街地活性化基本計画で定めた区域に賃貸オフィスを新設する事業者に対し、補助金を交付する。(※対象区域については裏面参照)

対象者	補助対象区域で新たに補助対象施設を建設し、当該施設に課される固定資産税の納税義務者となる者
対象経費	オフィス及び指定用途部分の家屋及び償却資産の固定資産税課税標準額
対象施設	以下の要件を満たすスマートオフィス等 (1)賃貸オフィス部分の床面積の合計が 2,300 ㎡以上 (2)賃貸オフィス部分の天井高 2.7m 以上かつ OA フロア 100mm 以上 (3)テナントのニーズに応じた区画割りが可能 (4)リフレッシュスペース等の設置 (5)システム天井等、賃貸オフィス部分の区割りに柔軟に対応できる天井構造 (6)フロアや系統ごとの細かなゾーン区分で調節ができる空調システム (7)ZEB Ready 以上の認証取得 (8)賃貸オフィス部分の出入口及び各オフィス出入口にセキュリティシステムを導入 (9)商業集積エリア及び商業集積ルートに面して建設する場合は、1 階の道路に面する部分には商業施設を設置
補助額	〈補助額〉 補助対象経費×対象床面積／延床面積 ×20% 〈上限額〉 10 億円 (1 件あたり年 2.5 億円を上限に分割払い)

※詳細は、浜松市 HP 内の「都心賃貸オフィス建設促進事業費補助金」をご確認ください。

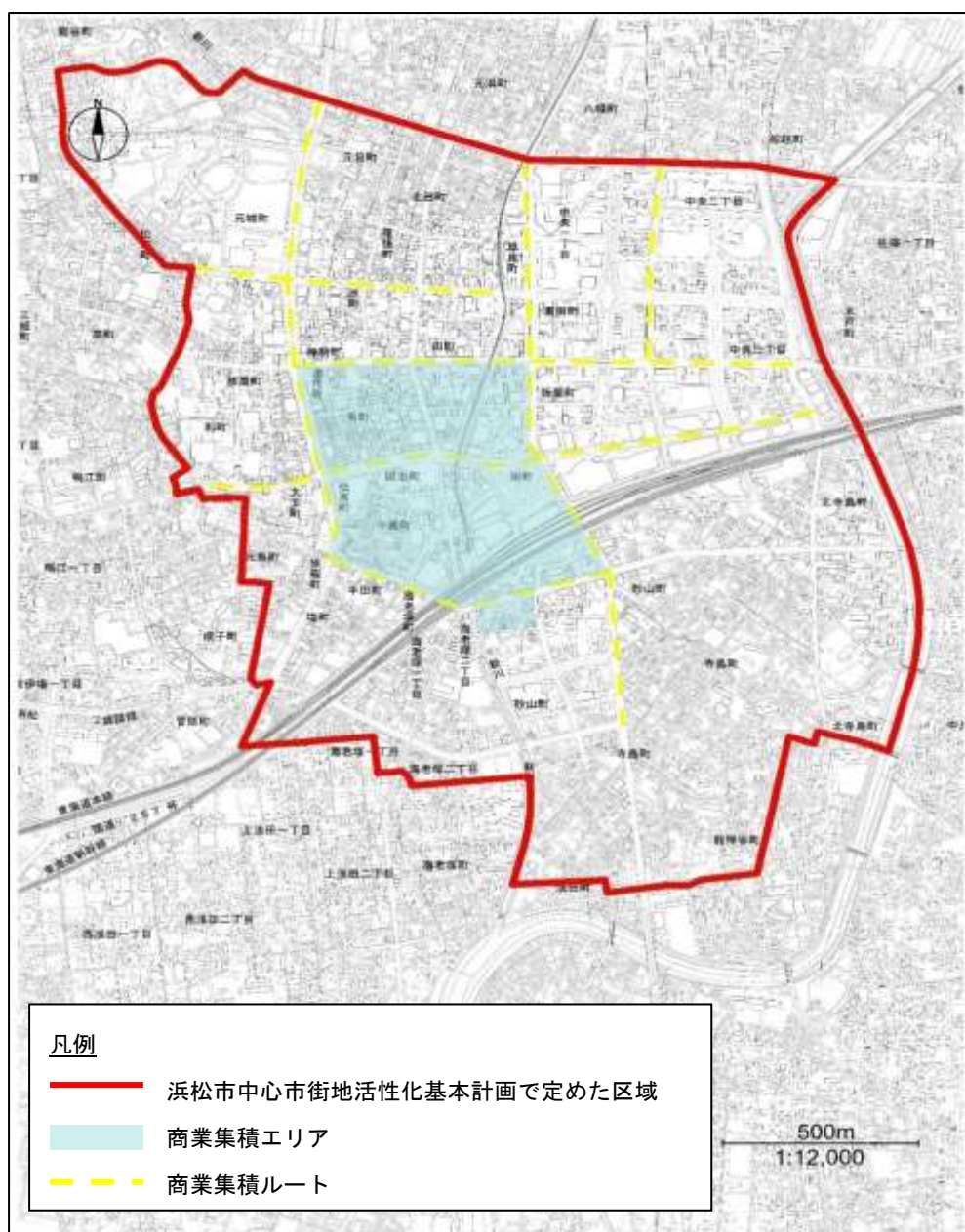


<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/machinaka/shinko/commerce/office/chintaihojokin.html>

【連絡先】浜松市 産業部 まちなか政策課

TEL : 053-457-2095 E-Mail : machinaka@city.hamamatsu.shizuoka.jp

<浜松市中心市街地活性化基本計画で定めた区域>



<補助金申請フロー>

- ✓ 事業計画認定申請 | 建設工事請負契約を締結する日の前日までに申請
- ✓ 予算措置依頼 | 工事完了後、固定資産税が課税される初年度に依頼
- ✓ 補助金交付申請 | 予算措置依頼をした翌年度に申請

